給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）の見方

【所得】㋐～㋓

所得は、収入金額から必要経費に相当する額を差し引いて計算します。

㋐：給与収入額から給与所得控除額（※1）及び所得金額調整控除額（※2）を引いた額が給与所得（所得金額調整控除後）です。

※1　給与所得者は、必要経費に代わるものとして、収入金額に応じて給与所得控除額を計算します。

※2　要件に該当する場合、計算されます。　詳しくはホームページ等をご覧ください。

㋑：主たる給与以外の総合課税分の所得があれば、その合計額が表示され、㋒：「主たる給与以外の合計所得区分」の該当箇所に『＊』印が表示されます。

㋓：総所得金額①は給与所得（所得金額調整控除後）とその他の所得計を合算したものが表示されます。（㋐＋㋑＝㋓）

【課税標準】㋖、㋗

税額計算の基礎となる額です。各種の所得を合算して所得割を計算する「総合課税」と、他の所得とは区別し個別の計算方法で計算する「分離課税」があります。

＜総合課税＞㋖：総所得③＝「㋓：総所得金額①」－「㋕：所得控除合計②」

＜分離課税＞㋗：以下参照

山林所得	山林（立木）の伐採または譲渡による所得
分離短期譲渡	土地建物等の譲渡による所得（5年以下保有）
分離長期譲渡	土地建物等の譲渡による所得（5年超保有）
株式等の譲渡	株式等の有価証券の譲渡による所得
上場株式等の配当等	上場株式の配当等のうち申告分離課税を選択して申告した所得
先物取引	先物取引をし、差金等決済をしたときの所得

この通知書は、特別徴収義務者（給与支払者）を通じて配付されます。厚木市では個人情報保護のため、圧着加工しています。

この通知書は再交付することができません。紛失した場合で所得金額等を証明する必要がある場合は、課税証明書を取得してください。

㋝：課税年度が表示されています。所得や所得控除等の内容はその前年のものとなります。
例）令和6年度⇒令和5年分

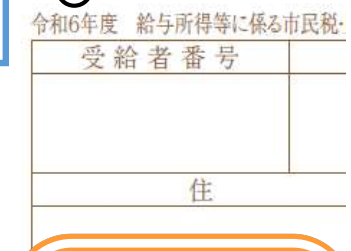

お問い合わせの際は、この通知書をお手元にご用意ください。

㋘：毎月の給与から差し引かれる税額が表示されます。

（摘要）
㋚　寄附金税額控除額　　市　○○円　　県　○○円
住宅借入金等特別控除　市　○○円　　県　○○円
定額減税控除済額　○○円　定額減税控除不足額　○○円

㋚：（摘要）欄には、税額変更等の事由、充当額、住宅借入金等特別控除額、寄附金税額控除額（ふるさと納税等）、定額減税（控除しきれない場合は不足額）などが表示されます。

㋙：繰越損失があるとき『＊』印が表示されます。その場合、計算方法が裏面の記載とは異なります。

【所得控除】㋔、㋕

㋔：所得控除の種類と表示内容		
雑損	雑損控除額	所得控除内容については、通知書裏面に記載しています。
医療費	医療費控除額	
社会保険料	社会保険料控除額	
小規模企業共済	小規模企業共済等掛金控除額	
生命保険料	生命保険料控除額	
地震保険料	地震保険料控除額	
障・寡・ひ・勤	障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除額	
配偶者	配偶者控除額	
配偶者特別	配偶者特別控除額	
扶養	扶養控除額	
基礎	基礎控除額	

㋕：所得控除の合計②は所得控除㋔の合計額を表示しています。

【人的控除の内訳（該当時『＊』又は人数）】㋖

扶養親族該当区分		本人該当区分	
控配	控除対象配偶者	未成年者	未成年者
老配	老人控除対象配偶者	特障	特別障害者
特定	特定扶養親族の人数	普障	普通障害者
同老	同居老親等扶養の人数	寡婦	寡婦
老人	老人扶養親族の人数	ひとり親	ひとり親
16歳未満	16歳未満（年少）扶養親族の人数	勤労学生	勤労学生
一般	一般扶養親族の人数		
同障	同居特別障害者の人数		
特障	特別障害者の人数		
普障	普通障害者の人数		

【税額】㋘

税額控除前所得割額④	課税所得金額に税率を乗じて計算します。
税額控除額⑤	調整控除、配当控除、住宅借入金特別控除、寄附金税額控除（ふるさと納税など）、外国税額控除、所得割の調整措置、定額減税控除済額、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の合計額
所得割額⑥	税額控除前所得割額④－税額控除額⑤
均等割額⑦	市民税3,000円、県民税1,300円
森林環境税額⑧	1,000円
特別徴収税額⑨	所得割額⑥＋均等割額⑦
控除不足額⑩	所得割額から控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額
既充当額⑪	控除不足額⑩のうち、特別徴収税額⑨に充当した額
既納付額⑫	変更通知前に既に納付された（されるべき）額
差引納付額（⑨－⑫－⑩、⑪）	給与から差し引かれる税額
変更前税額⑬	税額変更等があった場合の変更前の税額
増減額（⑨－⑬）	税額変更等があった場合の増減した税額
変更月	特別徴収開始月または税額変更があった場合の変更月